

7 土第 317 号
令和 7 年 10 月 30 日

各建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長

電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドラインについて

国土交通省不動産・建設経済局建設業課から、電子契約を行う場合の参考として、電子契約に係る規定の内容に関する「電磁的措置による建設工事の請負契約の締結に係るガイドライン」を策定した旨、通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【概要】

これまで電子契約に関するガイドラインとしては、「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン（平成 13 年 3 月 30 日付け。以下「旧ガイドライン」という。）が公表されていたところ、今般取りまとめられた規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、建設工事の請負契約手続きのデジタル化を推進するため、現在主流とされている、いわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなどの必要な措置を講じることとされたことから、旧ガイドラインを廃止し、改めて本ガイドラインが策定された。

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4-2
電話：089-912-2643（係直通）
e-mail：dobokukanri@pref.ehime.lg.jp